

深谷市地域福祉活動計画評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 深谷市における地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）を策定するため、深谷市地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 計画の進捗状況及び成果の評価に関すること。
- (2) その他計画の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、概ね10人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 社会福祉関係団体の代表者
- (3) 市民活動関係団体の代表者
- (4) 市職員

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する事務が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以

外の者の出席を求めて意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、深谷市社会福祉協議会において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年10月3日から施行する。